



IV. 原価計算方式

- 原価計算方式の見直しは、包括的な薬価制度の見直しの中で検討されるべきである。
- 企業に対し、「輸入原価設定上参考となる資料の提出を求める」とする提案については、企業秘密を保持する上で制約があることを十分理解していただくことが重要である。
- そもそも、欧米から輸入される医薬品の製造原価は、ほとんどの場合輸入価格、即ち移転価格に基づいて決定され、この価格には厳格な移転価格制度が適用されている。
- さらに、多国籍企業のコスト構造は非常に複雑であり、個別製品の製造原価を特定することは困難である。